

四半期報告書

(第70期第3四半期)

自 2021年10月1日

至 2021年12月31日



東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3
- 3 経営上の重要な契約等 7

第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況 10
 - (1) 株式の総数等 10
 - (2) 新株予約権等の状況 10
 - (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 10
 - (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 10
 - (5) 大株主の状況 10
 - (6) 議決権の状況 11
- 2 役員の状況 11

第4 経理の状況

- 1 四半期財務諸表 13
 - (1) 四半期貸借対照表 13
 - (2) 四半期損益計算書 15
- 2 その他 20

第二部 提出会社の保証会社等の情報 21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第70期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	フジトミ証券株式会社 （旧会社名 株式会社フジトミ）
【英訳名】	FUJITOMI SECURITIES CO., LTD. （旧英訳名 FUJITOMI CO., LTD.） （注）2021年6月29日開催の第69回定時株主総会の決議により、2021年8月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細金 英光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
【電話番号】	03（4589）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 多田 貴一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
【電話番号】	03（4589）5500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 多田 貴一
【縦覧に供する場所】	フジトミ証券株式会社 大阪支店 （大阪市中央区南船場三丁目4番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第3四半期 累計期間	第70期 第3四半期 累計期間	第69期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
営業収益 (うち受取手数料) (千円)	1,562,907 (1,203,454)	1,392,139 (1,182,024)	2,057,579 (1,630,219)
経常損失(△) (千円)	△57,043	△48,949	△84,896
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△119,961	△53,372	△123,496
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	4,702	6,151	2,097
資本金 (千円)	1,200,000	1,200,000	1,200,000
発行済株式総数 (千株)	6,860	6,860	6,860
純資産額 (千円)	2,012,173	1,937,436	2,008,989
総資産額 (千円)	8,178,459	7,095,127	6,948,662
1株当たり 四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△18.11	△8.06	△18.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.00
自己資本比率 (%)	24.6	27.3	28.9

回次	第69期 第3四半期 会計期間	第70期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△1.88	2.82

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は前事業年度まで5期連続で営業損失を計上し、当第3四半期累計期間においても、コロナ禍で62百万円の営業損失を計上する結果となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより、早期に当該事象又は状況が解消されるよう取り組んでまいります。

「投資サービス事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、第3四半期会計期間の手数料収入が計画を上回った結果、若干業績を回復し、当第3四半期累計期間の受取手数料は1,007百万円（前年同期比2.2%減）、目標達成率94.9%となりました。今後も、オミクロン株の感染急拡大に備え、オンラインセミナーの開催など非対面での営業手法も継続しながら、営業社員の増員、対面のセミナー開催や展示会出展、訪問営業の強化によって新規顧客層を拡大するとともに、低迷している商品先物取引の振興策にも取り組み、収益の拡大を図ってまいります。また、営業社員の金融リテラシー向上等により顧客満足度を高め、安定的な顧客基盤を確立するとともに、営業経費の削減による収支比率の改善に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、生保大口事業保険の受注等が伸び悩み、第3四半期会計期間は計画を下回る実績となった結果、業績が大きく落ち込み、当第3四半期累計期間の受取手数料は174百万円（前年同期比0.6%増）、目標達成率88.3%となりました。今後も、大口事業保険を中心にマーケットニーズに即した保険商品の提案強化で生保業績の改善、底上げを図るとともに、既存顧客に対する生損保のクロスセルも強化して、収益の拡大を図ってまいります。また、社会情勢の変化と広範な顧客ニーズに応えるため、営業社員の総合的なスキルアップを図り、保険商品だけでなく付帯サービスも含めた対応力を強化することで顧客満足度を高め、顧客基盤の安定化と拡大を図ってまいります。

不動産業につきましては、当第3四半期累計期間の粗利益は40百万円（前年同期比22.0%減）、目標達成率は183.9%となりました。当期首の在庫不足により前年同期比は下回っておりますが、売却はほぼ計画通りに進んでおり、仕入れも順調で、賃料収入と当期末までに決済を予定している物件の売却により当期の計画達成はほぼ確実な状況となっております。今後も、コロナ禍における不動産市況の変化を注視しながら仕入活動を強化することで、短期の効率的な資金回転を目指す販売事業（フロー）と安定した賃料収入を確保する運用事業（ストック）の両事業を推進し、堅固な事業基盤を確立するとともに、いかなる経済環境下においても持続的かつ安定した収益が確保できるよう取り組んでまいります。

また、当社は上記施策による既存事業の収益力強化と、徹底した営業経費の見直しによるコストダウンにより安定的な収益基盤の確立を図るとともに、コンプライアンス意識の向上と「お客様本位の業務運営方針」の浸透を全社員へ徹底し、企業価値を高めてまいります。

なお、当社の財政状態は、自己資本が1,937百万円、現金及び預金残高が842百万円となっており、また、外部借入にも依存しておりません。以上のことから、当社は資金面に支障はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間のわが国経済は、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査（短観）の12月調査で、全規模・全産業の景況感を示す業況判断指数（DI）がプラス2となり、新型コロナウイルスの感染拡大後で初めてプラス圏に浮上しました。景況感は改善方向に向かっている一方、資源高による仕入れ価格の上昇を販売価格に転嫁する動きは鈍く、新型コロナウイルスの変異株である「オミクロン株」感染拡大への懸念等が重しとなり改善の勢いを欠いております。一方で、政府の緊急事態宣言が全面的に解除され、経済活動の再開が進んだことから非製造業（宿泊、飲食サービス、レジャー施設等）は改善しており、景気回復の牽引役となりました。ただし、「オミクロン株」の感染が今後拡大していくことになれば、消費者心理を下押しするとの懸念が残っております。

為替市場では、米連邦準備理事会（FRB）は、2021年春以降のインフレ高進は景気回復に伴う一過性の要因であるとしていましたが、高インフレはもはや一過性の要因ではなく、量的緩和の縮小や利上げの準備を進めております。そのため、新興国通貨からドルへの資金回避により一時ドル高・新興国通貨安が進みましたが、世界的なインフレ高進から新興国が早期に利上げ（メキシコは5回、南アフリカは1回）を実施したことで、メキシコペソと南アランドは持ち直しの展開になりました。一方、トルコではインフレ高進にもかかわらず、トルコ中銀が政策金利を19.0%から14.0%へ引き下げたことで、リラは史上最安値を更新しましたが、その後エルドアン大統領がリラ建て預金保護策を発表し、リラ相場は乱高下する展開が続いております。

証券市場では、米FRBが量的緩和の縮小と利上げ準備を進める中、インフレ高進と「オミクロン株」の感染拡大による景気減速が同時に発生するスタグフレーションの懸念が強まったため、米国債券利回りは上昇せずに低位安定しており、米国では実質金利のマイナスが続いております。マイナス金利時では現預金や債券投資では先行き価値が減損してしまうため、結局は株式投資に資金が回帰する動きが継続しています。米国株の底堅い展開が続いていることに加え、日経平均株価のPERは13倍台と米国の23倍台に比べて割安感が強いこともあり、底堅い展開が継続しました。ただ、日本経済の先行きの成長戦略が不透明なことから、上値追いの動きにはなりにくい展開が続いております。

これらの状況下において、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（くりっく365）の取引数量は1,989万枚（前年同四半期比0.8%増）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）は3,129万枚（同156.3%増）となっております。

また、商品先物市場は、世界的にワクチン接種が拡大したため、先行きの景気回復期待から世界的にインフレ高進が続いており、インフレ高進は通貨の価値が減損することから、現物資産であるコモディティの価値が上昇しております。世界的な景気回復が化石燃料の需要が強まる一因となり、米国におけるスタグフレーション懸念から債券利回りが上昇してこないことも、金利の付かない貴金属の需要を高める結果になっています。また、中国経済の減速懸念や米中対立激化を受けた極東の地政学リスク、世界的な「オミクロン株」の感染拡大への警戒感のほか、ウクライナ情勢を巡る東欧の地政学リスクなども、金買いを支える要因となっております。

なお、国内商品取引所の総出来高（オプション取引を除く）は1,213万枚（前年同四半期20.0%減）、主な市場別出来高は貴金属市場が830万枚（同6.0%減）、エネルギー市場が281万枚（同44.5%減）、農産物市場が47万枚（同11.5%増）となっております。

このような環境の中、「投資サービス事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着き、大型展示会への出展や地方セミナー開催、対面での営業がほぼ計画通りに実施できる状況まで営業環境が改善したことで、新規の顧客獲得を順調に伸ばすことができました。また、FXやCFDなど主力商品のボラティリティが高かったことで取引も活性化し、当第3四半期会計期間においては計画を上回るどころまで業績を回復しております。

「生活・環境事業」の保険募集業務につきましては、引き続き、生保大口事業保険の契約拡大に注力してまいりましたが、コロナ禍で顧客企業の業績が悪化していることや、通達改正により提案商品が変わったことに伴う保険料支払方法の変更や事務負担の増加等もあり、非常に厳しい営業環境となっております。また、損保についても、災害激甚化やコロナ禍におけるリスク顕在化等により業績は着実に伸展しておりますが、その伸展は計画よりも小幅にとどまっております。

不動産事業につきましては、引き続き、販売用不動産の売却が順調に進んでおり、賃貸物件も安定稼働を維持しております。また、注力してきた再販用新規物件の仕入れについても、中古区分マンションや戸建てなどの小型案件を中心に順調に在庫を拡大しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、営業収益1,392百万円（前年同四半期比10.9%減）、営業総利益1,241百万円（同2.0%減）、営業損失62百万円（前年同四半期は81百万円の営業損失）、経常損失48百万円（前年同四半期は57百万円の経常損失）、四半期純損失は53百万円（前年同四半期は119百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期会計期間より、各報告セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しております。以下の前第3四半期累計期間との比較分析について、前第3四半期累計期間のセグメント利益又は損失は変更前の算定方法によっております。詳細については「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご覧ください。

投資サービス事業

当第3四半期累計期間の投資サービス事業の営業収益及び営業総利益は1,025百万円（前年同四半期比1.3%減）、セグメント損失は49百万円（前年同四半期はセグメント損失75百万円）となりました。

生活・環境事業

当第3四半期累計期間の生活・環境事業の営業収益は366百万円（前年同四半期比30.0%減）、営業総利益は215百万円（同5.2%減）、セグメント損失は12百万円（前年同四半期はセグメント損失6百万円）となりました。

財政状態については次のとおりであります。

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は6,329百万円となり、前事業年度末に比べ156百万円増加いたしました。これは主に差入保証金の増加283百万円、販売用不動産の増加144百万円、現金及び預金の減少317百万円によるものであります。固定資産は765百万円となり、前事業年度末に比べ9百万円減少いたしました。これは主に長期差入保証金の減少7百万円によるものであります。

この結果、総資産は、7,095百万円となり、前事業年度末に比べ146百万円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は4,863百万円となり、前事業年度末に比べ225百万円増加いたしました。これは主に受入保証金の増加384百万円、預り証拠金（代用含む）の減少112百万円によるものであります。固定負債は270百万円となり、前事業年度末に比べ7百万円減少いたしました。これは主に長期未払金の減少9百万円によるものであります。

この結果、負債合計は、5,157百万円となり、前事業年度末に比べ218百万円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は1,937百万円となり、前事業年度末に比べ71百万円減少いたしました。これは主に利益剰余金の減少73百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は27.3%（前事業年度末は28.9%）となりました。

①投資サービス事業

<商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は213百万円（前年同四半期比21.1%減）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が204百万円（前年同四半期比20.2%減）、エネルギー市場5百万円（同29.9%減）、農産物市場が2百万円（同50.5%増）となりました。

<金融商品取引受託業務>

金融商品取引受託業務の受取手数料は794百万円（前年同四半期比4.5%増）となりました。

内訳は、取引所為替証拠金取引（くりっく365）が325百万円（前年同四半期比11.3%減）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）が468百万円（同19.4%増）となりました。

<その他>

くりっく365振興料等は18百万円（前年同四半期比93.6%増）となりました。

※当社における商品先物取引自己売買業務は、2020年4月1日付で廃止しております。

a. 当第3四半期累計期間における投資サービス事業の営業収益の内訳は次のとおりであります。

1) 受取手数料

区分		金額（千円）	前年同四半期比（%）
商品先物取引			
現物先物取引	農産物・砂糖市場	2,806	150.5
	貴金属市場	178,135	92.5
	ゴム市場	1,250	23.9
	エネルギー市場	74	13.9
	小計	182,266	91.0
現金決済先物取引	貴金属市場	26,159	41.3
	エネルギー市場	5,006	74.6
	小計	31,166	44.5
商品先物取引計		213,432	78.9
金融商品取引			
取引所為替証拠金取引		325,543	88.7
取引所株価指数証拠金取引		468,622	119.4
金融商品取引計		794,165	104.5
合計		1,007,598	97.8

2) その他

区分	金額（千円）	前年同四半期比（%）
くりっく365振興料等	18,106	193.6

(注) 当社における商品先物取引自己売買業務は、2020年4月1日付で廃止しております。

b. 当第3四半期累計期間における商品先物取引及び金融商品取引の売買高の状況は次のとおりであります。

売買高の状況

市場名		委託（枚）	前年同四半期比（%）
商品先物取引			
現物先物取引	農産物・砂糖市場	3,502	331.9
	貴金属市場	75,045	101.5
	ゴム市場	2,697	27.8
	エネルギー市場	105	12.3
	小計	81,349	95.1
現金決済先物取引	貴金属市場	35,217	48.2
	エネルギー市場	5,250	59.9
	小計	40,467	49.5
商品先物取引計		121,816	72.8
金融商品取引			
取引所為替証拠金取引		413,592	98.5
取引所株価指数証拠金取引		675,226	410.0
金融商品取引計		1,088,818	186.2

(注) 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金1枚は1kg、白金1枚は500gというように1枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

- c. 商品先物取引及び金融商品取引に関する売買高のうち、当第3四半期会計期間末において反対売買等により決済されていない建玉の状況は次のとおりであります。

未決済建玉の状況

市場名		委託 (枚)	前年同四半期比 (%)
商品先物取引			
現物先物取引	農産物・砂糖市場	377	215.4
	貴金属市場	1,517	99.4
	ゴム市場	36	24.8
	エネルギー市場	12	240.0
	小計	1,942	104.9
現金決済先物取引	貴金属市場	4,611	86.6
	エネルギー市場	165	40.8
	小計	4,776	83.4
商品先物取引計		6,718	88.6
金融商品取引			
取引所為替証拠金取引		18,046	39.8
取引所株価指数証拠金取引		27,372	158.4
金融商品取引計		45,418	72.5

② 生活・環境事業

<保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は174百万円（前年同四半期比0.6%増）となりました。

<不動産賃貸及び不動産販売>

不動産賃貸料収入は31百万円（前年同四半期比5.0%減）、不動産販売の売上高は160百万円（同49.1%減）となりました。

<その他>

太陽光発電機及び新規受注営業を停止しているLED照明の販売実績はありませんでした。

当第3四半期累計期間における、生活・環境事業の営業収益の内訳は次のとおりであります。

1) 受取手数料

(単位：千円)

科目	期別	前第3四半期 累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期 累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
生命保険・損害保険の募集		173,300	174,425	1,125

2) 売上高

(単位：千円)

科目	期別	前第3四半期 累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期 累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
不動産販売		315,362	160,540	△154,822
LED照明等		71	—	△71
合計		315,433	160,540	△154,893

3) その他

(単位：千円)

科目	期別	前第3四半期 累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期 累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	増減 (△印減)
		金額	金額	金額
不動産賃貸料収入		33,131	31,468	△1,662
その他		1,536	—	△1,536
合計		34,668	31,468	△3,199

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期累計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、株式会社小林洋行（以下「小林洋行」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しております。

本株式交換は、小林洋行及び当社において、それぞれ2022年1月19日開催の臨時株主総会において決議されました。

今後、本株式交換により、その効力発生日である2022年2月21日をもって、当社は小林洋行の完全子会社となり、完全子会社となる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）において、2022年2月17日付で上場廃止（最終売買日は2022年2月16日）となる予定です。

(1) 本株式交換完全親会社の内容

商号	株式会社小林洋行
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 細金 成光
資本金の額 (2021年12月31日現在)	2,000百万円
純資産の額 (2021年3月31日現在)	(連結) 8,707百万円 (単体) 7,260百万円
総資産の額 (2021年3月31日現在)	(連結) 14,197百万円 (単体) 7,558百万円
事業の内容	グループ会社の経営管理、不動産賃貸業

(2) 本株式交換の目的

当社が小林洋行の完全子会社となり、小林洋行からのより積極的なサポートを受けられる体制が整備されることで、資金的支援の積極化による収益の拡大が期待できること、柔軟かつ機動的な資本増強策が可能となること、SEO対策サービスに係るノウハウの活用による商品の拡販が期待できること、上場維持による経営上の制約等が解消されることなどのメリットが見込まれ、当社の企業価値の向上に資するものであり、ひいては小林洋行グループ全体の企業価値、利益の最大化を図ることができるとの結論に至りました。

(3) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2021年10月27日
本株式交換契約締結日（両社）	2021年10月27日
臨時株主総会基準日公告日（両社）	2021年10月27日
臨時株主総会基準日（両社）	2021年11月12日
本株式交換契約承認臨時株主総会（両社）	2022年1月19日
最終売買日（当社）	2022年2月16日（予定）
上場廃止日（当社）	2022年2月17日（予定）
本株式交換の効力発生日	2022年2月21日（予定）

(注) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の理由により必要な場合には、両社で協議し合意の上、変更される場合がございます。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容

	小林洋行 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.98
本株式交換により交付する株式数	小林洋行の普通株式：3,009,981株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、小林洋行の普通株式（以下「小林洋行株式」といいます。）0.98株を割当交付いたします。ただし、小林洋行が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する小林洋行株式の数

小林洋行は、本株式交換に際して、小林洋行が当社の発行済株式の全部（ただし、小林洋行が保有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、小林洋行を除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の小林洋行株式を割当交付いたします。割当交付する小林洋行株式には、小林洋行が保有する自己株式550,246株を充当し、新たに小林洋行株式2,459,735株を発行する予定です。

なお、当社は、2022年1月27日開催の取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する小林洋行株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、小林洋行の単元未満株式（1単元（100株）未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、小林洋行株式に関する下記の手続きをご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、小林洋行の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを小林洋行に対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び小林洋行の定款の規定に基づき、小林洋行の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の小林洋行株式を小林洋行から買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、小林洋行株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の小林洋行株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(5) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

小林洋行及び当社は、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、小林洋行は、株式会社りそな銀行をファイナンシャル・アドバイザーに、また、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ」といいます。）を第三者算定機関にそれぞれ選定し、当社は、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

小林洋行においては、第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、小林洋行の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、支配株主である小林洋行との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,860,000	6,860,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	6,860,000	6,860,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	6,860	—	1,200,000	—	312,840

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、2022年1月19日に開催した臨時株主総会の基準日(2021年11月12日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 235,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,623,700	66,237	—
単元未満株式	普通株式 1,000	—	—
発行済株式総数	6,860,000	—	—
総株主の議決権	—	66,237	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フジトミ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号	235,300	—	235,300	3.43
計	—	235,300	—	235,300	3.43

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づき、「商品先物取引業統一経理基準」（日本商品先物取引協会 2011年3月2日改正）及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」（日本商品先物取引協会 2020年5月28日改正）に準拠して作成しております。

また、金融商品取引業の固有事項については、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則 1974年11月14日付）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、アーク有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,159,888	842,417
委託者未収金	61,989	77,114
販売用不動産	321,345	465,636
仕掛販売用不動産	—	17,420
前渡金	300	3,900
前払費用	35,212	36,441
保管有価証券	257,031	327,089
差入保証金	3,857,751	4,141,743
委託者先物取引差金	402,847	334,925
預託金	48,000	48,000
その他	32,751	37,459
貸倒引当金	△3,753	△2,472
流動資産合計	6,173,364	6,329,674
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	79,654	76,784
構築物（純額）	382	325
器具及び備品（純額）	2,275	2,682
土地	256,681	256,681
有形固定資産合計	338,994	336,473
無形固定資産		
	6,564	9,947
投資その他の資産		
投資有価証券	124,423	126,117
関係会社株式	30,000	30,000
出資金	10	10
長期差入保証金	176,125	168,608
従業員に対する長期貸付金	6,612	1,123
破産更生債権等	51,849	49,016
長期前払費用	1,549	1,033
会員権	4,025	4,025
預託金	2,000	2,165
その他	86,658	87,893
貸倒引当金	△53,514	△50,958
投資その他の資産合計	429,738	419,032
固定資産合計	775,297	765,453
資産合計	6,948,662	7,095,127

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	9,108	6,803
賞与引当金	18,197	8,907
預り証拠金	2,218,029	2,035,836
預り証拠金代用有価証券	257,031	327,089
受入保証金	1,987,921	2,372,193
その他	148,456	113,126
流動負債合計	4,638,744	4,863,956
固定負債		
退職給付引当金	241,549	243,984
その他	36,176	26,545
固定負債合計	277,725	270,530
特別法上の準備金		
商品取引責任準備金	19,207	19,207
金融商品取引責任準備金	3,995	3,995
特別法上の準備金合計	23,202	23,202
負債合計	4,939,672	5,157,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	312,840	312,840
資本剰余金合計	312,840	312,840
利益剰余金		
利益準備金	130,000	130,000
その他利益剰余金		
別途積立金	500,000	300,000
繰越利益剰余金	△88,934	37,819
利益剰余金合計	541,065	467,819
自己株式	△39,556	△39,556
株主資本合計	2,014,349	1,941,102
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,360	△3,666
評価・換算差額等合計	△5,360	△3,666
純資産合計	2,008,989	1,937,436
負債純資産合計	6,948,662	7,095,127

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
受取手数料	1,203,454	1,182,024
売上高	315,433	160,540
賃貸料収入	33,131	31,468
その他	10,887	18,106
営業収益合計	1,562,907	1,392,139
売上原価	296,229	151,044
営業総利益	1,266,677	1,241,094
営業費用		
取引所関係費	42,986	42,876
人件費	903,560	814,114
減価償却費	4,805	1,634
その他	397,021	445,071
営業費用合計	1,348,373	1,303,697
営業損失(△)	△81,696	△62,602
営業外収益		
受取利息	124	36
有価証券利息	1,885	1,900
受取配当金	2,125	3,580
受取地代家賃	790	801
貸倒引当金戻入額	18,197	2,849
その他	2,287	5,107
営業外収益合計	25,409	14,275
営業外費用		
賃貸料原価	757	622
営業外費用合計	757	622
経常損失(△)	△57,043	△48,949
特別損失		
減損損失	58,494	—
特別損失合計	58,494	—
税引前四半期純損失(△)	△115,538	△48,949
法人税、住民税及び事業税	4,423	4,423
法人税等合計	4,423	4,423
四半期純損失(△)	△119,961	△53,372

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、当第3四半期累計期間の損益に与える影響もありません。

「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(株式交換による完全子会社化に向けての進捗状況)

2022年3月期の第2四半期報告書(重要な後発事象)において、当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、株式会社小林洋行(以下「小林洋行」という。)を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結したことを開示しておりますが、本株式交換については、2022年1月19日開催の当社の臨時株主総会において決議されました。

今後、本株式交換により、その効力発生日である2022年2月21日をもって、当社は小林洋行の完全子会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2022年2月17日付で上場廃止(最終売買日は2022年2月16日)となる予定であります。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	50,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	7,886千円	4,563千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,873	3	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,873	3	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

有価証券及び投資有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められなかったため、記載をしております。

(有価証券関係)

その他有価証券で市場価格のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められなかったため、記載をしております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	280,002千円	280,002千円
持分法を適用した場合の投資の金額	35,773	40,845

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,702千円	6,151千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	投資サービス事業	生活・環境事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	1,039,504	523,403	1,562,907	—	1,562,907
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,039,504	523,403	1,562,907	—	1,562,907
セグメント損失(△)	△75,554	△6,142	△81,696	—	△81,696

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「投資サービス事業」セグメント及び「生活・環境事業」セグメントにおいて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額した額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては「投資サービス事業」セグメントで55,441千円、「生活・環境事業」セグメントで3,052千円であります。

II 当第3四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	投資サービス事業	生活・環境事業	計		
営業収益					
外部顧客への営業収益	1,025,705	366,434	1,392,139	—	1,392,139
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,025,705	366,434	1,392,139	—	1,392,139
セグメント損失(△)	△49,832	△12,770	△62,602	—	△62,602

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの利益又は損失の測定方法の変更)

第1四半期会計期間より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、全社共通費の配賦方法を変更しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期累計期間の「投資サービス事業」のセグメント損失が27,322千円増加し、「生活・環境事業」のセグメント損失が27,322千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	投資サービス事業	生活・環境事業	
商品先物取引			
農産物・砂糖市場	2,806	—	2,806
貴金属市場	204,295	—	204,295
ゴム市場	1,250	—	1,250
エネルギー市場	5,081	—	5,081
小計	213,432	—	213,432
金融商品取引			
取引所為替証拠金取引	325,543	—	325,543
取引所株価指数証拠金取引	468,622	—	468,622
小計	794,165	—	794,165
生命保険・損害保険の募集	—	174,425	174,425
不動産販売	—	160,540	160,540
その他	18,106	—	18,106
顧客との契約から生じる収益	1,025,705	334,965	1,360,671
その他の収益	—	31,468	31,468
外部顧客への売上高	1,025,705	366,434	1,392,139

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△18円11銭	△8円06銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(千円)	△119,961	△53,372
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△119,961	△53,372
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,624	6,624

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2022年1月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の消却の理由

当社と株式会社小林洋行（以下「小林洋行」という。）との間で締結された2021年10月27日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づく株式交換（以下「本株式交換」という。）により、小林洋行は、2022年2月21日付で、当社の発行済株式の全部（ただし、小林洋行が保有する当社普通株式を除く。以下同じ。）を取得する予定であります。当社は、本株式交換契約の定めに従い、小林洋行が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において当社が保有している自己株式の全部を消却するものであります。

2. 自己株式の消却内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の数

基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部

(3) 消却予定日

2022年2月21日（月）

基準時において消却いたします。

(ご参考) 2021年12月31日現在における自己株式の状況

自己株式数235,390株（発行済株式総数6,860,000株）

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

フジトミ証券株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 逸見 宗義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 ゆりか

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフジトミ証券株式会社（旧会社名 株式会社フジトミ）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、フジトミ証券株式会社（旧会社名 株式会社フジトミ）の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 追加情報に記載されているとおり、会社は、2021年10月27日開催の取締役会において決議した、株式会社小林洋行を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約について、2022年1月19日開催の臨時株主総会で決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年1月27日開催の取締役会において、自己株式の消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【会社名】	フジトミ証券株式会社 (旧会社名 株式会社フジトミ)
【英訳名】	FUJITOMI SECURITIES CO., LTD. (旧英訳名 FUJITOMI CO., LTD.) (注) 2021年6月29日開催の第69回定時株主総会の決議により、2021年8月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細金 英光
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
【縦覧に供する場所】	フジトミ証券株式会社 大阪支店 (大阪市中央区南船場三丁目4番26号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 細金英光は、当社の第70期第3四半期（自2021年10月1日 至2021年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。